

政令第 号

電気通信事業法施行令の一部を改正する政令

内閣は、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第百七十四条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

電気通信事業法施行令（昭和六十年政令第七十五号）の一部を次のように改正する。

別表第二の八の項中「一、七〇〇円」を「一、九〇〇円」に改め、同表の九の項中「一、三五〇円」を「一、五五〇円」に改め、同表の備考中「登録の更新の申請」を「同法第三条第八号に規定する申請等」に、「一、二六、八〇〇円」を「一、二六、八〇〇円」と、八の項中「一、九〇〇円」とあるのは「一、七五〇円」と、九の項中「一、五五〇円」とあるのは「一、四〇〇円」に改める。

附 則

この政令は、令和七年十一月五日から施行する。

理 由

最近における経済情勢の変化に鑑み電気通信主任技術者資格者証又は工事担任者資格者証の交付等の申請を行う者が納めなければならない手数料の額を見直すとともに、電子情報処理組織を使用して当該申請を行う場合の手数料の額を定める必要があるからである。

電気通信事業法施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文

○電気通信事業法施行令（昭和六十年政令第七十五号）（抄）

改 正 案			現 行		
（手数料） 第十三条 法第七十四条第一項の規定により納めなければならない手数料の額は、別表第二のとおりとする。 別表第二（第十三条関係）			（手数料） 第十三条 （同上） 別表第二（第十三条関係）		
三 工事担任者試験を受けようとする者	手数料を納めなければならない者	金額	三 （同上）	（同上）	（同上）
	一 法第十二条の二第一項の規定による登録の更新を受けようとする者	五五、〇〇〇円			
	二 電気通信主任技術者試験を受けようとする者	二九、〇〇〇円（法第四十八条第三項の規定に基づく総務省令の規定により電気通信主任技術者試験の試験科目について試験を免除する場合にあつては、二九、〇〇〇円を超えない範囲内において実費を勘案して総務省令で定める額）			

（傍線部分は改正部分）

四	法第六十八条の三第一項の規定による登録を受けようとする者	五〇、七〇〇円
五	法第六十八条の六第一項の規定による変更登録を受けようとする者	一九、〇〇〇円
六	法第八十五条の十五第一項の規定により総務大臣が行う講習を受けようとする者	二八、八〇〇円
七	法第八十八条第一項の規定による登録の更新を受けようとする者	一六、九〇〇円
八	電気通信主任技術者資格者証又は工事担任者資格者証の交付を受けようとする者	一、九〇〇円
九	電気通信主任技術者資格者証又は工事担任者資格者証の再交付を受けようとする者	一、五五〇円
備考	情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して同法第三条第八号に	えない範囲内において、交付を受けようとする工事担任者資格者証の種類に応じ、実費を勘案して総務省令で定める額

規定する申請等を行う場合におけるこの表の適用については、七の項中「一六、九〇〇円」とあるのは「一六、八〇〇円」と、八の項中「一、九〇〇円」とあるのは「一、七五〇円」と、九の項中「一、五五〇円」とあるのは「一、四〇〇円」とする。

行う場合におけるこの表の適用については、七の項中「一六、九〇〇円」とあるのは、「一六、八〇〇円」とする。